

多賀城市消費生活 わかから消費生活 版 第11号

5月は消費者月間です

「行動しよう 消費者の未来へ」

高度情報通信の進展した現在、情報の入手方法やコミュニケーションのとり方は大きく変貌しました。目まぐるしく変化する情報社会において、価値観も複雑化・多様化する一方です。そのような状況で、新しい技術や情報を使いこなし、未来を担う若者への期待がますます高まっています。消費生活においても、消費者被害の防止、消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のより良い社会に向けた消費者の行動が重要となっています。安全・安心で豊かに暮らすことができる社会が実現されるよう、皆さんもこの機会に消費生活について考えてみませんか。

消費生活相談を 受け付けています

市役所2階の消費生活相談窓口(市民相談室)には、



消費生活相談員がおり、悪質商法や契約・取引のトラブルなど消費生活に関する相談や苦情をお聞きし、問題解決に向けた助言やアドバイスを行っています。消費者トラブルは、年々複雑多様化しています。一人で解決するのは簡単ではなく、問題がさらに複雑になってしまふことがあります。消費者トラブルに巻き込まれたと思ったら、すぐにご相談ください。相談は無料です、面談と電話で対応しています。相談内容によっては、より専門的な機関等をご案内する場合があります。

消費生活 出前講座

青少年への金銭教育から高齢者に対する悪質商法の注意喚起まで、消費生活に関する出前講座を開催しています。地域の会議やイベントなど、短時間でも出前講座をお受けしています。受講希望の方(団体)は、下記連絡先までお申込みください。費用は無料です。

悪質商法に 注意!

昨年度の県内で相談が多かった悪質商法についてご紹介します。

1位 通信販売

通信販売は、相手と直接顔を合わせてやり取りをしないため、トラブルが起ちやすいです。トラブルに遭わないために次のポイントに気をつけましょう。

1 インターネット上には、実在する大手企業のサイトとデザインがそっくりのニセ通販サイトがありま

す。不自然な日本語や連絡先が携帯電話番号しかないサイトに気をつけましょう。

2 代金を前払いしたのに商品が届かず、連絡先も通じなくなってしまうというトラブルがあります。支払い方法は、できるだけ口座振込の前払いを避け、カードや代引きを利用しましょう。

3 通信販売は、基本的にクーリング・オフができませんので、購入する前に返品条件をよく確認しましょう。



2位 訪問販売

勧誘に来る人は話が上手なため、一人で留守番しているときに家に上げて話を聞いてしまうと断りにくくなります。話を聞くときは、家族や友人などと一緒に話を聞くようにしましょう。業者が上がりこんで帰らない場合は、警察を呼びま

しょう。
訪問販売はクーリング・オフができますので、間違って購入してしまったらすぐにご相談ください。

3位 電話勧誘販売

不要な勧誘は断りやすいように思えますが、実際は相手が話し始めると途中で電話を切るのが難しいのが電話勧誘販売です。

必要ないと思ったらさっぱりと断り、早めに電話を切りましょう。曖昧な返事をすると「承諾」として勝手に解釈されます。

また、断っているにも関わらず、勧誘電話をかけるのは法律で禁止されています。勧誘がしつこい場合はすぐに相談ください。

不要な電話に出ないようにするために、電話機をナンバーディスプレイにするか留守番電話にして、知っている電話番号しか出ないようにしましょう。



「怪しい電話が来た」「頼んでもいないのに商品が届いた」「身に覚えのない請求が来た」など…
困ったときや、おかしいと思ったときは、すぐに下記までご相談ください。

多賀城市消費生活相談窓口(市民相談室) 市役所2階
電話: 022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、宮城県消費生活センターをご利用ください。
受付時間: 午前9時～午後4時 電話: 022-261-5161